平成29年第2回田原市教育委員会臨時会会議録

- 1 開会 平成29年3月31日 午前9時25分
- 2 閉会 平成29年3月31日 午後9時45分
- 3 会議に出席した委員花井 隆教育長、横田 威委員、山本明子委員、 土井真紀江委員、金田真也委員
- 4 会議に欠席した委員なし
- 5 会議に出席した職員

教育部長 教育総務課長 学校教育課長 生涯学習課長 スポーツ課主幹 文化財課長 渥美図書館館長 教育総務課課長補佐兼係長 教育総務課主任 大三鈴富大鈴鈴菅伊宮根竹木田羽木木沼藤嶋義雅欽 耕信利智英綾

6 議事日程 別紙のとおり

田原市教育委員会第2回臨時会議事日程

日 時 平成29年3月31日(木) 午前9時30分 場 所 南庁舎6階 600会議室

1 会議録署名者の指名

2 議題

- (1) 田原市地区市民館長の任命について
- (2) 田原市地区市民館主事の任命について
- (3) 田原市文化財保護審議会委員の任命について
- (4) 田原市社会教育施設の管理運営の見直しのための関係規則の整備に関する 規則について
- 3 報告事項
 - (1) 人事異動について
- 4 その他

開 会 午前9時25分

教育長

おはようございます。

御多用のところ御出席くださり、ありがとうございます。

ただいまの出席者は5名であります。

定足数に達していますので、平成29年田原市教育委員会第2回臨時 会は成立いたしました。

これより開会いたします。

それでは、会議規則第13条第2項の規定により、会議録署名者の指 名をさせていただきます。

今回の署名者として、山本委員と金田委員の御両名を指名させてい ただきますので、よろしくお願いいたします。

はじめに、議案第8号田原市地区市民館長の任命についてを議題と いたします。説明をお願いいたします。

生涯学習課長

教育長

生涯学習課から、お願いいたします。議案第8号田原市地区市民館 長の任命について、田原市地区市民館長を別紙のとおり任命するもの とします。提案理由は市民館長の辞職に伴い、後任の任命を行うもの です。1ページをめくっていただくと、地区市民館長候補者名簿がご ざいます。六連 安田一正さんから田原南部 冨田雅則さん、童浦、 田原中部、衣笠、赤羽根、若戸、和地、中山の中尾利之さんまで合計 9名の方を新たな公民館長とするものです。以上でございます。

説明が終わりました。ご質問等はございますでしょうか。

(「なし」と言う者あり)

9名の新たな市民館長さんが候補者として挙げられました。では、 ご質問等ないようですので、お諮りいたします。議案第8号田原市地 区市民館長の任命についてを原案どおり可決することにご異議ござい ませんか。

(「意義なし」と言う者あり)

御異議もないようですので、議案第8号田原市地区市民館長の任命 について原案どおり可決いたします。

次に議案第9号田原市地区市民館主事の任命についてをお願いいた します。

生涯学習課長

引き続きまして生涯学習課よりお願いいたします。議案弟9号をご 覧ください。田原市地区市民館主事の任命についてということになり ます。田原市地区市民館主事を別紙のとおり任命するものとします。 提案理由としましては、地区市民館主事の退職に伴い、後任の任命を 行うものです。1ページめくっていただきますと、地区市民館主事候 補者名簿がございます。柴田保秀さんを新たに童浦市民館主事とする ものです。以上です。

教育長

説明が終わりましたので、ご質問等ございますでしょうか。 ないようですので、お諮りいたします。議案第8号田原市地区市民館 長の任命についてを原案どおり可決することにご異議ございませんか。(「意義なし」と言う者あり)

御異議もないようですので、議案第9号田原市地区市民館主事の任 命についてを原案どおり可決いたします

続いて議案第10号、田原市文化財保護審議会委員の任命についてに 移ります。事務局の説明をお願いいたします。

文化財課長

議案第10号田原市文化財保護審議会委員の任命について、田原市文化財保護審議会委員は別紙のとおり任命するものです。1枚めくっていただきますと、文化財保護審議会委員の候補者一覧がございます。上から、石井志津子さん、八木将勝さん、加藤克己さんでございます。任期につきましては、平成29年4月1日から平成31年3月31日でございます。文化財保護条例により、定数10名という規約の中で行っておりますが、3名とも再任という形で提案させていただいております。ご審議よろしくお願いいたします。

教育長

説明が終わりました。ご質問等ありましたらお願いいたします。

ご質問等ないようですのでお諮りいたします。議案第10号田原市文 化財保護審議会委員の任命について原案どおり可決することにご異議 ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議案第10号につきましては、原案どおり可決いたしました。

続いて、議案第11号田原市社会教育施設の管理運営の見直しのための関係規則の整備に関する規則についてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

スポーツ課主幹

議案第11号田原市社会教育施設の管理運営の見直しのための関係規則の整備に関する規則についてご説明させていただきます。今回の規則制定は田原池ノ原会館を始めとした九つの社会教育施設の管理運営に関する規則の一部改正を行うものでございます。内容といたしましては、連続使用の制限期間、利用申請開始日及び終期日、利用許可の取消期間にいて、類似施設については統一を図る。また、現在の利用状況や運用状況に合わせた形で見直しを行うものでございます。なお、施行日は、明日4月1日からを予定しております。1枚めくっていただきますと、規則の第1条から第9条まで書いてございます。もう1枚めくっていただきますと、新旧対照表が添付してあります。

別にお配りした資料をご覧ください。全部で九つの施設が左側から 書いてございます。改正部分は朱書きで表示してございます。改正す る部分は、連続使用の部分でございまして、市内に3ホールございま すけれども、3ホールとも2日、3日と統一がとられていなかったた め、渥美文化ホールが三日間の使用となっていることに倣い、また利 用状況を鑑み、3ホールとも三日間の使用に統一いたします。

次に、利用申請の開始日でございますけれども、文化ホールはや

はり1年前とか6か月前くらい前から予約していただけないと予定が組みづらいものですから、ホールにつきましては6か月前、その他の施設につきましては3か月前として統一するものでございます。利用の申請終期日でございますけれども、文化ホールを使う上で、今のところ14日前となっていますけれども、舞台管理等、管理業者に委託してございます、また、豊橋市や蒲郡市など他の市の文化ホールを見てみましても、申請期間の終わりは利用希望日の1か月前となっていますので、本市の文化ホールにつきましても、申請の終期日を1か月前に改正するものでございます。

あと、見直しを行っている部分が、田原文化広場の多目的ホールも 14日前となっておりましたけれども、当日でも準備が間に合うという ことで、当日に変更させていただいております。

それに伴いまして、利用の許可の取消しですけれども、文化ホール につきましては利用日の1か月前からに修正させていただいておりま す。

また、社会教育施設については、こちらの方で挙げてございますけれども、滝頭運動公園だとか都市公園施設は、市長部局の方から利用申請開始日を2か月前から3か月前に変更する内容で、明日から施行予定でございます。説明は以上です。

事務局の方から説明が終わりました。ご質問等がありましたら、お願いいたします。

運用実態に合わせて変えさせていただいたという形です。規則が実態に合っていないところもあったものですから、一斉に見直しをさせていただきました。スポーツ施設だけでなく公営の施設にも見直しをお願いしているところです。よろしくお願いします。

ご質問等はないようですので、議案第11号、「田原市社会教育施設の管理運営の見直しのための関係規則の整備に関する規則について」、提案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議案第11号、田原市社会教育施設の管理運営の見直しのための関係 規則の整備に関する規則については、原案どおり可決いたしました。

続いて、報告事項に入ります。まず、人事異動についてお願いした いと思います。

報告させていただきます。平成28年度と比べて、行政職は2名減となっています。詳細については、お手元の資料をご覧いただければと思います。

人事異動についてご質問がありましたら、お願いいたします。 ご質問等もないようですので、次にその他で何かございますか。 ないようですので、本日の議事等は全て終了いたしました。ご協っ

ないようですので、本日の議事等は全て終了いたしました。ご協力 ありがとうございました。

教育長

スポーツ課長

教育長

部長

教育長

これをもちまして、田原市教育委員会第2回臨時会を閉会させていただきます。

閉 会 午前9時45分